

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和3年3月2日（火）午後1時25分～午後2時53分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者	出席者：市長職務代理者総務部長、教育長、企画財政部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 説明員：福祉総務課長、高齢福祉課長、職員課長
議 題	1 武蔵村山市第五次地域福祉計画（案）について 2 武蔵村山市第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画（案）について 3 武蔵村山市障害者活躍推進計画（案）について 4 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：原案を一部修正の上、決定する。 議題2：原案のとおり決定する。 議題3：原案のとおり決定する。 議題4：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）  （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 武蔵村山市第五次地域福祉計画（案）について （健康福祉部長説明） 武蔵村山市第五次地域福祉計画（案）について説明する。 社会福祉法第107条では、市町村は地域福祉計画を策定することが努力義務とされている。本市においては、平成28年に武蔵村山市第四次地域福祉計画を策定し、福祉サービスの推進に努めてきたが、現行計画の計画期間が令和2年度をもって満了することから、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間とする武蔵村山市第五次地域福祉計画を策定するものである。 計画期間を5か年から6か年にした理由としては、次期計画以降において、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画及び食育推進計画との一体的な策定を行うことを前提としたものである。 計画の策定に当たっては、市民意識調査を実施するとともに武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会と武蔵村山市地域福祉計画策定委員会における審議を行った。 パブリックコメントは0件であった。議会への説明は延期となったが、本日の庁議で御審議いただきたい。

具体的な内容については、福祉総務課長から説明申し上げる。

(福祉総務課長説明)

武蔵村山市第五次地域福祉計画（案）について説明  
—説明省略—

(質疑等)

- 武蔵村山市第五次地域福祉計画（概要版）の9ページに記載のある、「計画の進行管理」において、進行管理のイメージが「PDAC」となっているが、正しくは「PDCA」のため修正する。
- 武蔵村山市第五次地域福祉計画（原案）の9ページに、「地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ」があるが見つらいたため、厚生労働省から新たに提供された資料に内容を差し替える。
- 91ページ「課題と方向性」の中で、一番下の行に「市内の住環境の整備に努めます」と記載があるが、「住環境」が何を指しているのかイメージしづらいたため、具体的な内容を記載した方が良い。
- 記載内容について修正する。
- 18ページ「第4節 策定の方法」についてだが、ここでは方法だけではなく市民意識調査やパブリックコメントの結果についても一部記載されている。  
結果については、巻末の資料に掲載することが多いため、18ページに記載するのは策定の方法だけとし、結果については巻末に掲載した方が良い。
- 18ページに記載するのは策定の方法だけとし、結果については巻末の資料に掲載する。
- 106ページの「成果指標」で、令和元年度現在の自殺者数の減少割合が「27.8%」となっているが、この数値はどのように算出しているのか。
- 厚生労働省から出典されている資料に基づいて算出している。減少人数ではなく減少割合で示している理由としては、人数だと指標が正確に捉えられないことに加えて、策定委員会などで自殺対策計画の指標設定について検討した際に、減少割合を増やす指標にするということで決定したためである。
- 106ページの取組指標で「市内小・中学校に対して相談先に関するリーフレットを配布」とあり、令和元年度現在は「0%」となっているが、これは現時点ではリーフレットを作成しておらず、今後、市で新たにリーフレットを作成して配布することから、「0%」としているのか。

- 市内小・中学校では、困ったときや悩んだときの相談先リストを作成しており、長期休業日以前に、必ず各家庭に配布している。
- 今後、健康推進課でリーフレットを作成し、市内小・中学校に対して配布することから、令和元年度は「0%」としている。
  - 「市内小・中学校に対して相談先に関するリーフレットを配布」については、所管課が教育指導課となっているが、健康推進課になるということか。
  - リーフレットの配布は教育指導課に依頼することから、所管課を教育指導課にしている。
  - 健康推進課も所管課に加えた方がよい。
  - 修正する。
  - 18ページの「策定の方法」について、先ほどの話だと、結果については巻末の資料に掲載することだが、「～を行いました。」や「～を実施しました。」といった文言を削除すると、文章のつながりが悪くなる。
- そのため、タイトルを「策定の方法」ではなく、「策定の経過」に修正し、文章等は変更しないようにするのはどうか。
- 巻末の資料に、「計画策定までの経過」が記載されているため、18ページのタイトルを「策定の経過」にすると内容が重複する。
  - 他の計画では「策定の方法」は記載しているのか。
  - 長期総合計画については、「策定の方法」は記載していない。
  - 「策定の方法」のページをそのまま巻末の資料に記載するのはどうか。
  - 「策定の方法」については、他の計画と整合を図った上で巻末の資料に内容を記載する。

(結 論)

原案を一部修正の上、決定する。

議題2 武蔵村山市第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画(案)について

(高齢・障害担当部長説明)

武蔵村山市第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画(案)について、策定趣旨及び策定経過を説明する。

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき策定するもので、武蔵村山市第五次長期総合計画及び武蔵村山市第五次地域福祉計画を上位計画とし、他の関連する福祉計画とも整合・連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくことができるように取組を進めるため、令和3年度から令

和5年度までの3か年を計画期間とするものである。

策定経過だが、令和元年12月に本計画策定のためのアンケート調査を実施し、令和2年12月に市民説明会、同年12月から令和3年1月までにかけてパブリックコメントを実施した。

また、令和2年6月23日に学識経験者や公募市民等で構成する介護保険運営協議会に対して、市長から計画の策定に関する諮問を行い、併せて庁内においても関係部課長で構成する高齢者福祉計画等策定委員会で審議を行った。

運営協議会からは、令和3年1月25日に諮問に対する答申をいただいている。

市民等からいただいた御意見や運営協議会からの答申、庁内に設置した策定委員会の検討結果等を踏まえて、第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画の原案とし、皆様に配布したところである。

この度、原案に必要な修正を加え、その内容について決定いただくため、付議したものである。

具体的な内容については、高齢福祉課長から説明申し上げる。

(高齢福祉課長説明)

武蔵村山市第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画(案)について説明

—説明省略—

(質疑等)

特になし。

(結論)

原案のとおり決定する。

議題3 武蔵村山市障害者活躍推進計画(案)について

(職員課長説明)

武蔵村山市障害者活躍推進計画(案)の概要について説明する。

本計画については、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき策定するものである。

背景として、平成30年に多くの国の機関及び地方公共団体の機関等において、障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上が明らかとなり、これを受けて、令和元年に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正された。

これにより、国及び地方公共団体の任命権者は、障害者の活躍の場

	<p>の拡大のための取組を不断に実施する等、自律的なP D C Aサイクルを確立できるよう、国の作成指針に即して障害者活躍推進計画を策定しなければならないとされたところである。</p> <p>計画期間については、令和2年度から令和6年度までとなっている。</p> <p>本計画については、任命権者ごとに作成する必要があるが、本市では、職員採用及び人事管理を市長部局において一括して行っていることから、職員課が中心となって検討してきた。</p> <p>2月1日付で各課及び障害を有する職員に意見照会を行った上で、2月16日に調整会議に付議し、審議・調整を行っている。</p> <p>それでは、武蔵村山市障害者活躍推進計画（案）の具体的な内容について説明する。</p> <p>—説明省略—</p> <p>(質疑等) 特になし。</p> <p>(結 論) 原案のとおり決定する。</p> <p>議題4 その他 特になし。</p>
--	---

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )
------------------	--

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

(日本工業規格A列4番)